

ALERT ON TRADE AND CUSTOMS

欧州連合・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）に関する アラート

2020年6月9日





目次

	ページ
• EVFTA 採択の進捗状況	03
• 関税撤廃コミットメントの概要	04
• 品目カテゴリの関税引き下げスケジュール	05
• 原産地規定へのガイダンスに関する通達案	07
• EVFTA 下のその他コミットメント	08
• 推奨事項	09
• 弊社のサービス紹介	11

2020年6月9日



欧州連合・ベトナム自由貿易協定の採択の進捗状況



2020年6月9日



関税撤廃コミットメントの概要

輸入について

- EUはEVFTA発効後（1日目から）、品目の85.6%の関税を即時撤廃することを約束しており、これはベトナムの対EU輸出量の約70.3%を占める。
- 更にEUはEVFTA発効後7年以内にベトナムの対EU輸出量の99.7%を占める品目の99.2%の関税を撤廃することを約束する。
- ベトナムはEVFTA発効後即時にEUの対ベトナム輸出量の64.5%を占める品目の48.5%の関税を撤廃することを約束する。
- 更にベトナムはEVFTA発効後10年以内にEUからの輸入量の99.8%を占める品目の98.3%の関税を撤廃することを約束する。
- ベトナムは残りの品目について、10年間に渡りEU向けの関税割当の優遇措置を適用する。



輸出について

- EUは輸出品には一切の税金と手数料をかけないことを約束する。
- ベトナムは特定の保護商品（(i) 5年～6年以内に関税の20%に引き下げる（砂珪石、亜鉛鉱、鉛など）、または(ii) 標準率に据え置き（原油、石炭など））を除き、15年以内にEUに輸出される製品の輸出関税を撤廃することに約束する。

2020年6月9日

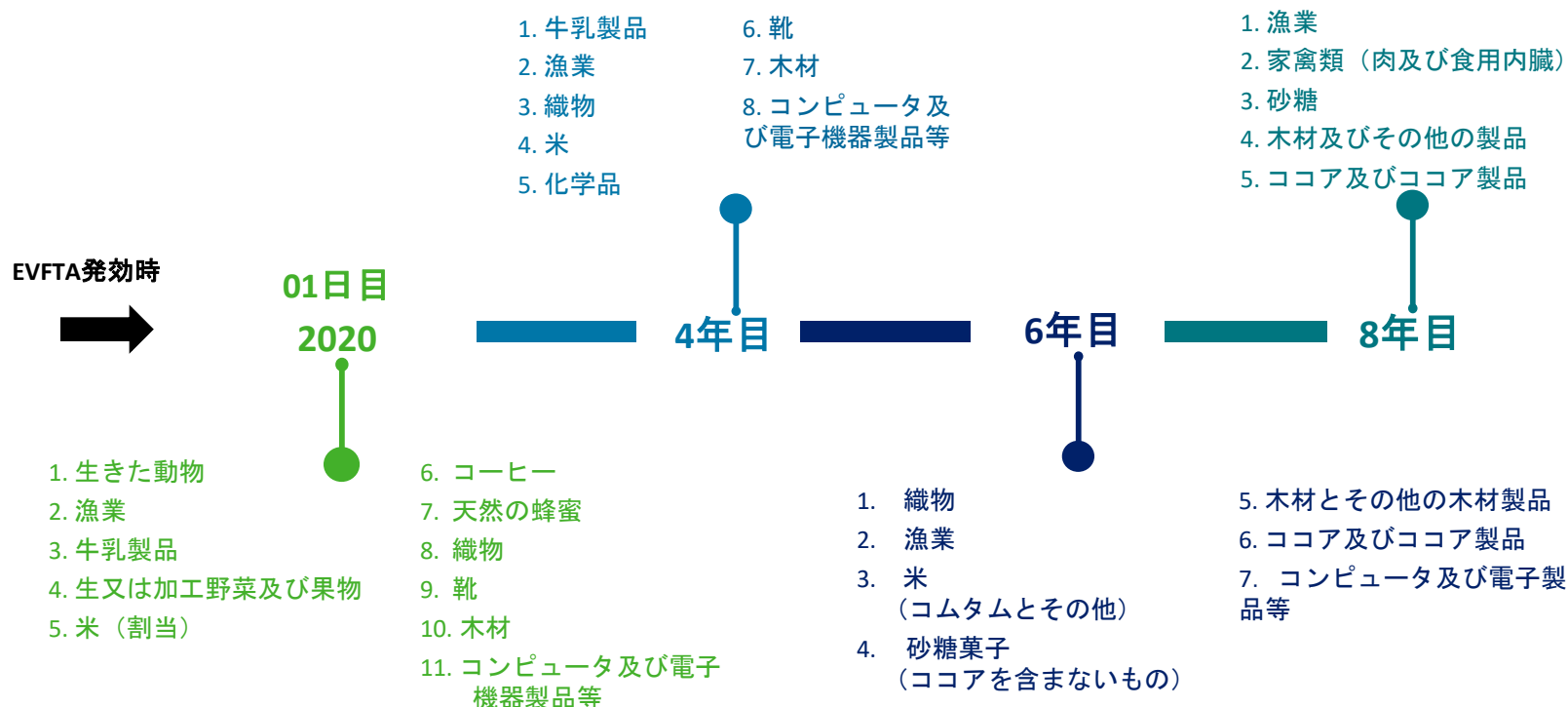


For reference only, not for distribution or sale

品目カテゴリの関税引き下げスケジュール EUの輸入関税削減に向けたスケジュール

輸入関税についてEUでは8年にわたって撤廃されますが、

- センシティブ製品については、割当ベースで免税が行われます。
- 多くの製品セクター（繊維製品など）については、関税の引き下げは段階的に行われます。EVFTA発効後、即時撤廃されるもの、4年後に撤廃されるもの、残りは6年から8年にわたって撤廃されるものがあります。
- EVFTA下のEUの関税引き下げスケジュールは下記のタイムテーブルのとおりです。
- 各商品に対する関税削減の時期は、その商品のEUで認められているHSコードで判定されます。

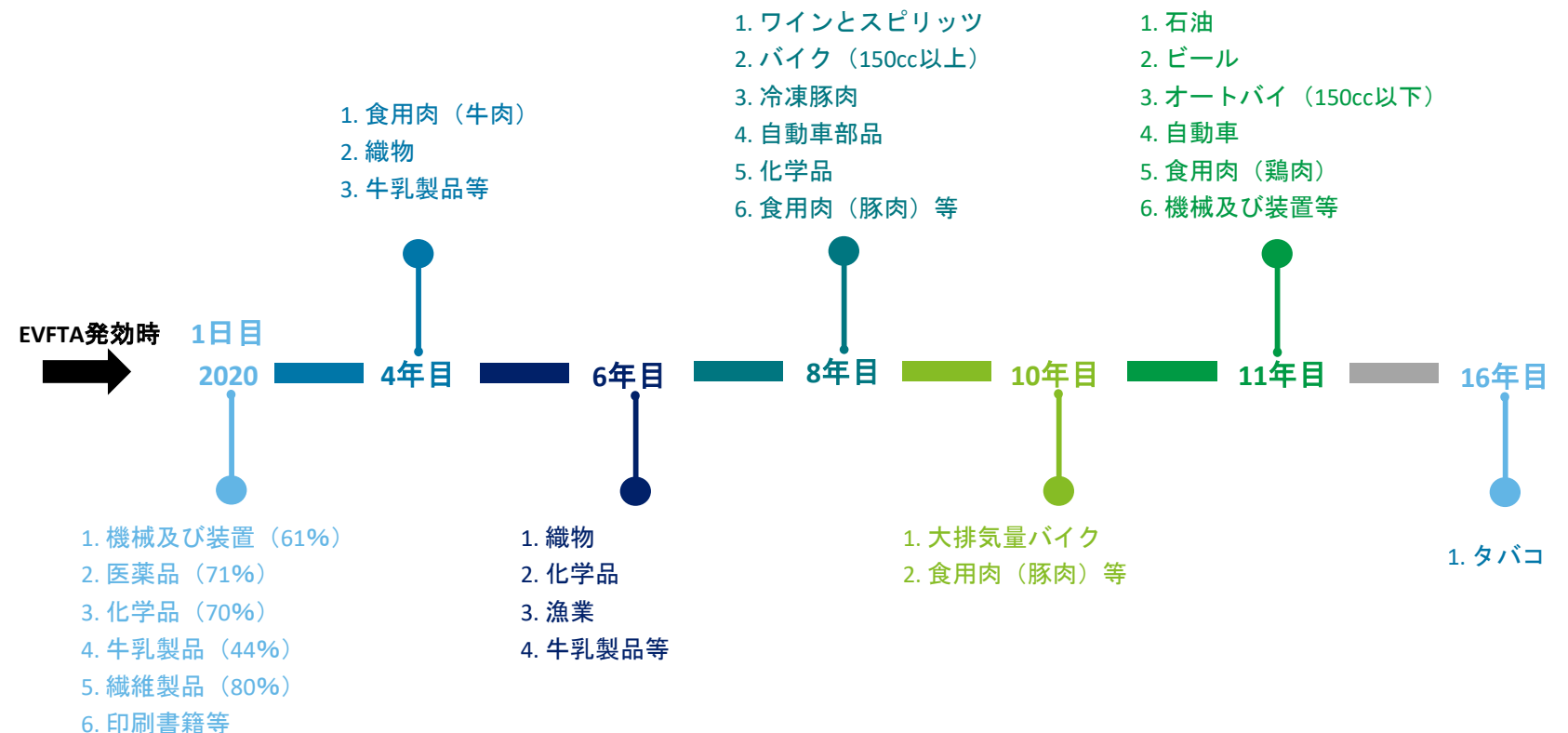




品目カテゴリの関税引き下げスケジュール ベトナムの輸入関税削減に向けたスケジュール

輸入関税は16年のスケジュールで撤廃されます。

- 多くの製品セクター（繊維製品など）では、関税の引き下げは段階的に行われます。EVFTA発効後の即時撤廃、4年後、及び残りは6年目～16年目にわたって撤廃されるものがあります。
- EVFTA下のベトナムの関税引き下げスケジュールは下記のタイムテーブルのとおりです。
- 各商品に対する関税削減の時期は、その商品のベトナムで認められているHSコードで判定されます。





原産地規定へのガイダンスに関する通達案

EVFTAの下でのROOの適用について、商工省による通達案において注目すべき内容は以下のとおりです。

原産地の累積	最小限の作業及び工程	輸出者による原産地証明書発行
すでにEUと自由貿易協定（FTA）を締結している東南アジア諸国連合（ASEAN）の国（例：シンガポール）を原産国とする材料は「ベトナム産の材料」とみなされます。そして、ベトナムでの加工及び製造活動が「最小限の作業及び工程」以上であることが条件となります。 韓国原産の生地は、ベトナムで更なる加工や製造活動の対象となる場合、「ベトナム産の生地」とみなされます。そして、ベトナムでの加工及び製造活動は、「最小限の作業及び工程」以上であることが条件となります。	今回の通達案では、繊維製品、農産品等の特定の商品を中心にASEAN-中国自由貿易協定、環太平洋パートナーシップ包括的進歩協定（CPTPP）等の他の FTA における ROO に関する通達やDecree No.31/2018/ND-CP号の同様の規則よりも、より厳格かつ具体的に盛り込まれています。 尚、今回の通達案では、機械や技術設備、その他の専門的な技能を伴わない作業や加工は最小限のものとみなされるという、これまでの規則よりも「開放的」な見解を示しています。	原産地証明書（以下「C/O」という）を自己発行する輸出者は、当局から求められた場合、原産地の証明をしなければなりません。 C/Oの自己発行の方法：輸出者がコンピュータでの入力、書類を作成し印鑑を押す、又は、原産地申告済の内容を印刷することでC/Oを自己発効することができます。 原産国の自己証明書の発行は輸出時から2年以内、または輸入国の法律で定められた期間内に輸入国に提出することを条件に、輸出後に行うことができます。 原産地の補足資料（C/O、原産地自己証明書）は、輸出国の発行日から12ヶ月間有効で、有効期間中に輸入国の税関に提出する必要があります。



EVFTAにおけるその他コミットメント

非関税障壁

貿易に対する技術的障壁（TBT）と動植物検疫措置（SPS）：EVFTAの下で、ベトナムはTBTとSPSの規制の発行において国際基準を適用する改善を約束しています。それと共にEVFTAは貿易円滑化を強化するために、ライセンスや税関手続などの非関税障壁を削減することを両国に求めています。

サービス貿易と投資

ベトナムの投資家に対してEUは世界貿易機関（WTO）におけるEUのコミットメントより高いまたは最近のEUのFTAにおける最高レベルと同等な自由化レベルをコミットします。一方、ベトナムはEUの投資家に対してWTOにおけるコミットメントより高いまたは少なくともベトナムの署名したFTA（CPTPPを含む）における他のパートナーに対する最高レベルの市場アクセスと同等な自由化レベルをコミットします。主要な領域はビジネスサービス、環境、銀行、保険などとなります。

知的財産

著作権、特許、地理的表示など、高い保護レベルでのコミットメントが求められます。

労働、環境、持続可能な開発

EVFTAには、国際労働機関（ILO）の基本的な基準や条約に効果的に参加し、実施することへのコミットメントが含まれています。コミットメントは、貿易や投資を誘致するためではなく、国内の労働法や環境法の有効性に対する要求や措置を軽減するためであり、また、気候変動や保全、生物多様性の持続可能な管理に関するコミットメント、透明性や説明責任を高めることなどのコミットメントが含まれています。



推奨事項

EVFTAによる企業または経済環境への影響

1

輸出のメリット

現在、EUはベトナムからの輸出における最大の市場の一つですが、同市場におけるベトナムのシェアは部分的には価格競争もあり、まだ発展の余地が大いにあります。前述のロードマップに沿ったEVFTAにおいてEUが99%以上の品目の輸入関税を撤廃することで企業はこの有望な市場に参加し、市場シェアを拡大させる機会が増えるでしょう。特に、最もメリットが期待される分野としては繊維製品、履物・養殖製品、自動車、電子機器・部品などが挙げられます。

2

輸入のメリット

ベトナム企業は高品質でよりリーズナブルな価格のEUから輸入された商品や原材料を利用することができます。さらに、企業は生産性または製品の品質を向上させるために、EUからのハイテク機械を利用できるようになります。

3

物品の優遇措置の新たな枠組みの追加

現在、ベトナムの関税品目の約42%がEUの一般特惠関税制度（以下「GSP」という）を享受しており、EVFTAよりもかなり低く、構成も異なっています。また、GSPは一方向の制度であり、EVFTA発効後に終了すると予想されています。

4

国内・地域のサプライチェーン育成の要件

EVFTAは、製造に使用される商品、原材料、消耗品のROOについて厳しいコミットメントを求めています。企業はEVFTA下の優遇税制を活用するために、EUとベトナムの両方とFTAを締結している国を中心に独自の国内および地域のサプライチェーンを構築し、創出する必要があります。

5

ビジネス及び投資の環境改善

制度的な問題、政策、ビジネス環境、労働、インフラなどに関するコミットメントはより透明性、利便性、生産及び事業活動の適切性の向上に向けた改善または変化をもたらすことが期待されます。



推奨事項

5つの推奨行動項目

1

輸出または輸入商品の適切なHSコードの特定

関税撤廃によるメリットは、商品のHSコード分類に直接リンクしています。EVFTAにおける優遇措置または関税撤廃スケジュールの下での関税撤廃を享受するために、ベトナムの輸出者はEUの税関当局が認める商品HSコードを特定する必要があります。一方、ベトナムへの輸入時は、ベトナム税関当局が認めるHSコードを特定し、そのHSコードをサプライヤーに通知し、C/Oに記載されていることを確認する必要があります。

2

HSコードに基づいて、当該ROOの決定

輸出業者は、関税優遇を享受するためにEVFTAの下で「原産国のある商品」を主張するために、どのROOを満たすべきかを理解する必要があります。多くの製造品については、複数の条件を満たす必要がある可能性があります。例えば、繊維分野では、「原産国のある商品」が認められるためには特定の製造・加工活動が行われたこと及び現地の付加価値が一定の割合を満たすことの両方が必要となります。

3

材料費、製造費の厳格な検討

輸出業者、特に多くの国から調達した原材料を使用して製造している業者は、自社の生産活動や現地での付加価値が製品に適用されるROOの要件を満たしているかどうかを判断する必要があります。この点にあたり、EVFTAではEUあるいはEUとベトナムの双方とFTAを締結している国（ASEAN諸国や韓国）から調達した原材料は一定の条件を満たせば、ベトナムの原産地の製品として見なされます。輸出業者はROOの資格を継続的に確保するために、調達先とコストを定期的にモニタリングすることが重要です。

4

関税優遇税制に関する申立用原産地証明の具備

ベトナムの輸出業者は、C/O（フォームEUR.1）による申請又は、商用文書で原産地証明を自己証明することが可能です。自己証明の場合は、ベトナム認証局への事前登録が必要です。どちらの場合も、輸出者はROOが満たされていることを証明する書類を準備する必要があります。ベトナムの輸入業者の場合は、EUのサプライヤーからC/O（フォームEUR.1）又は、自己証明書入手する必要があります。

5

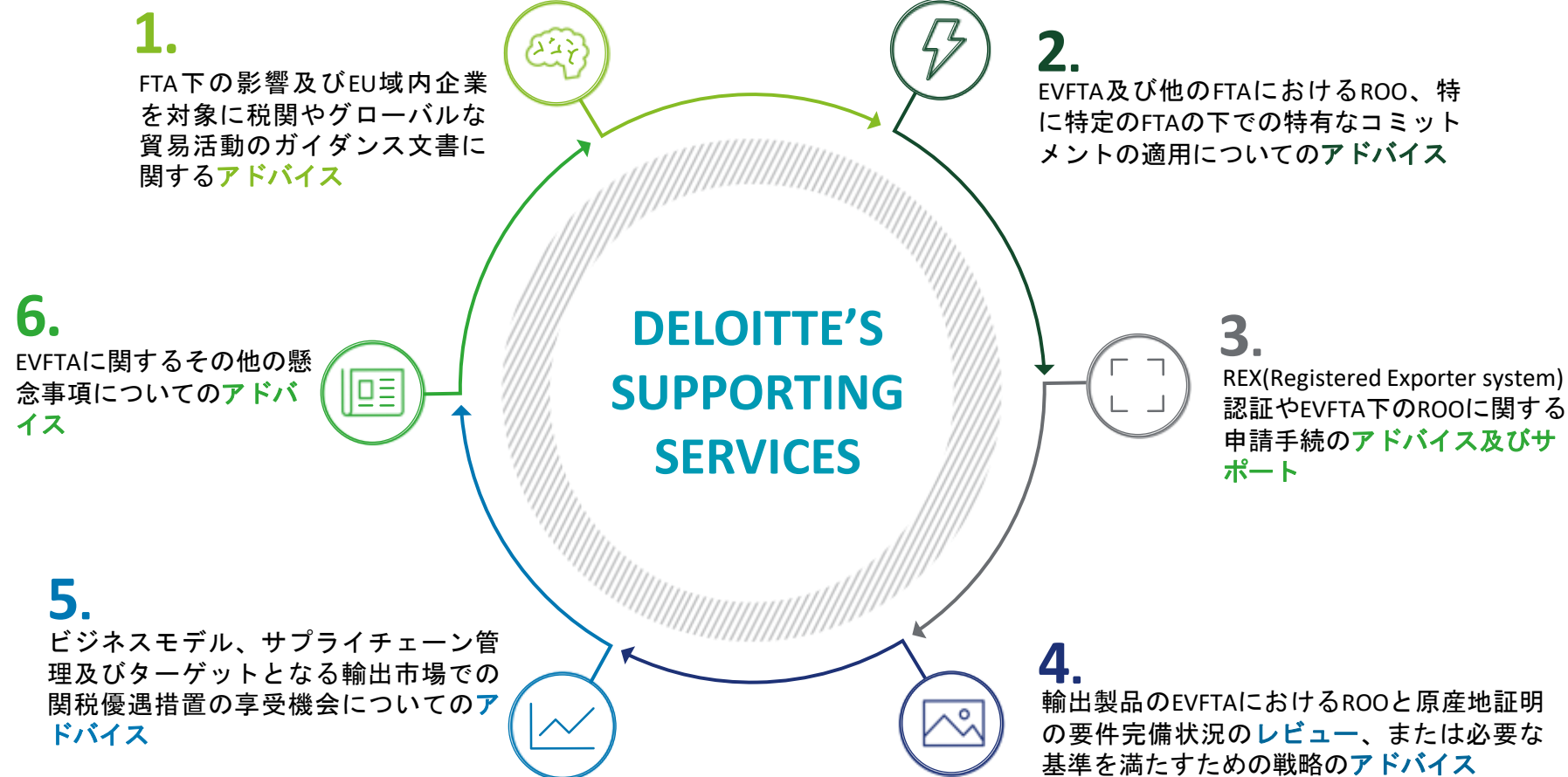
EVFTAにおける優遇関税率の申告

輸入者は、関税申告書にEVFTAの下での優遇関税率を明記し、原産地を証明する書類を提出していることを確認する必要があります。税関申告書とC/O又は商用文書に記載されている情報に一貫性があることが重要となります。一貫性がなければ、EVFTA下の措置を受けられないリスクがあります。また、ベトナムの輸出業者は、C/O（フォームEUR.1）又は商用文書の自己証明書がEUの輸入業者に提供されていることを確認する必要があります。ここでも、提供された書類間で一貫性があることが重要です。



弊社のサービス紹介

弊社のグローバル貿易・税関の専門家は企業に対してEVFTAを含む諸FTAにおけるコンプライアンスのみならず、当該優遇措置を享受するためのROOについても豊富なサポート実績を持っております。特に弊社のコンサルティングチームは以下の領域において、実務で培った経験を踏まえて、輸出入業者をサポートいたします。





Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Bob Fletcher
Director, Trade and Customs
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

About Deloitte Asia Pacific

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by Deloitte Vietnam Company Limited and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Vietnam Company Limited